

委員の辞任について

参考条文

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）抜粋

（準用規定）

第一百五十六条 第三十七条第二項から第六項まで、第四十一条、第四十三条から第四十六条まで及び第五十条の規定は、広域漁業調整委員会に準用する。この場合において、第三十七条第二項ただし書、第四項及び第五項、第四十一条並びに第四十四条第一項中「都道府県知事」とあるのは「農林水産大臣」と、第三十七条第二項中「委員の」とあるのは「太平洋広域漁業調整委員会にあつては第一百五十三条第二項第三号の委員、日本海・九州西広域漁業調整委員会にあつては同条第三項第三号の委員、瀬戸内海広域漁業調整委員会にあつては同条第四項第二号の委員の」と、第四十四条第一項中「委員が」とあるのは「第一百五十三条第二項第二号及び第三号、同条第三項第二号及び第三号並びに同条第四項第二号の委員が」と、「議会の同意を得て、これを」とあるのは「これを」と、第五十条中「第四十八条第二項の規定により選出された」とあるのは「第一百五十三条第二項第一号、同条第三項第一号又は同条第四項第一号の規定により互選した者をもつて充てられた」と読み替えるものとする。

（委員の辞任）

第四十一条 委員は、正当な事由があるときは、都道府県知事及び海区漁業調整委員会の同意を得て辞任することができる。